

## 森林計画学に求められる専門性と森林計画の課題に関する小文

當 山 啓 介<sup>1,\*</sup>

## Specialties and challenges in forest planning

Keisuke Toyama<sup>1,\*</sup>

本稿では森林計画学に関して、他分野の計画学との比較を通じて森林計画学の立ち位置を整理した當山(2023)での情報整理で浮き彫りとなったものの、論証が難しく論文として扱えなかった点を中心に提示した。森林計画学会の誌上やシンポジウム等で扱えていないだけだという面も大きいと思われるので、内容の是非の判断は読者諸賢に委ねたい。

## I. 計画行為の専門性

森林・林業分野の重要な論点や長期的にあるべき姿について、森林計画学分野は本来、率先して知見を提示できる立場であろう。日本の森林のあるべき像を「育成複層林680万 ha」等の引用でしか語れないようではいけないし、花粉症対策命令や30by30などのように新たに次々登場してくる政策やスキームに対して、筆者の知るこの二十年弱の間、機動的に検証や提言を行えた例が少ないと感じる。

収穫規整等の森林経理学に大きなルーツを持つこともあって、森林計画学は他の計画学分野と比較して、計画策定に必要な森林情報の技法に注力してきたといえよう。それらはもちろん有意義だが、計画行為には本来、情報収集・分析技術のみならず、代替案の作成や合意形成等を含めた計画策定プロセス、さらには策定した計画を形骸化させずに実現する手法や事後の評価といった、各ステップそれぞれに専門性がある。プランが賛同され、それを皆で遂行し、現実が改善されるまでの一連の流れ全体が森林計画学分野の範疇であろう。要は、人間や社会に関係する知見・技法がこれまで以上に必要だと考える。

また、良い森林情報があれば良い計画を「誰でも立

てられる」というものではない。都市計画など各種の計画学分野においても、プランナーは高度な技術が必要な専門職であると理解されており、分析や案の作成だけでなく、市民合意形成や将来世代ニーズ反映など様々な観点で専門性を発揮するとのことである。林野行政では、プランナーという名称は個別の団地スケールを主に検討する立場である森林施業プランナーに冠され、より広域な森林・林業の全体像に関係する立場は森林総合監理士(フォレストラー)という呼称に落ち着いてきた。計画には階層性があり、最上位計画から個別の短期的行動計画まで全て計画と呼ばれるため、森林施業プランナーの名称は決して変ではない。しかし、森林総合監理士レベルやさらにその上のスケール感にこそプランナーの専門性が必要であり、フォレストラーのテキスト(森林総合監理士(フォレストラー)基本テキスト作成委員会, 2014)ではコミュニケーション能力などに関して1章が割かれている。これらのジャンルに森林計画学分野はさらにコミットしていく必要があるのではないかと。

## II. 「計画」のニュアンス

「計画」という日本語の含意は非常に幅広く、計画を口にする人ごとの認識のずれ、「同床異夢」感を持ったことのある人は多いのではないかと。「計画」の英訳語としては plan が定番だが、都市計画学の教科書において谷口(2014)は、使用時のニュアンスに即すと英訳語候補は他にも project(計画内容が固まった具体的事業)、program(me)(実施する手順がしっかり決まった計画)、schedule(具体的日程と対応した手順)、scheme(個々の技術や方策を表現した計画)、imagination(自

DOI: <https://doi.org/10.20659/jjfp.A20240301>

\*連絡先 (Corresponding author) E-mail : [toyama@iwate-u.ac.jp](mailto:toyama@iwate-u.ac.jp)

1 岩手大学農学部 (020-8550 岩手県盛岡市上田3-18-8)

Faculty of Agriculture, Iwate University, 3-18-8 Ueda, Morioka, Iwate 020-8550, Japan

由度の高い発想), dream (あなったらよい・こうしてみたいという抱負) があると説明している。他にも design, scenario, script など候補となるだろう。極論すれば、計画は死守すべきだと認識している人も、単なる dream 程度だと思っている人も存在しうる。

実際に「計画」ではなく、ビジョン、構想などと称して具体的方針が示されることも多い。プランナーは提示する文書・イメージがどの程度の実行意志や拘束性や具体性を伴うものなのかを明瞭にすることが望ましい、と考えるため、私自身は個別の plan を単に「計画」と呼称することは極力避けている。

### Ⅲ. 計画の在り方

森林に関する代表的な計画の枠組みとして、公的森林計画制度がある。地域森林計画や市町村森林整備計画のように策定が必須である「義務計画」は、意欲的な主体のみが任意に策定・遂行していく計画と比べ、構造的課題が大きいと思われる。

「計画とは何か」は様々に説明され、たとえば森林風景計画学の教科書において伊藤 (2019) は「現状や課題を踏まえて目標像を設定し、その実現に向けた方策を立案すること」としている。明瞭な課題設定と解決意志がある場合に任意で策定される計画 (適訳語は plan より project のように思える) をプロジェクト型計画と呼ぶとすると、一方の義務計画の制度下では、課題認識や解決意欲が低い場合にも計画が策定される。ニーズ・必要性が低い地域では義務計画に熱意とエフォートが割かれにくいだろうが、制度はそこにも目配りせねばならない。そうすると今度は、意欲的な計画を立てたい主体や災害等の有事においては、義務計画制度はフィットせず、時にむしろ足枷ともなり、独自に林業基本計画や森林ビジョンといった文書が策定されることも多い。

また、柿澤 (2018) は森林計画制度が持つ「木材生産を強引に引き上げさせる」という側面を「動員性格」と呼んだが、義務計画制度は木材生産のみならず、自然発生的には意欲・行動を期待しづらいところに制度設計者の意図に沿った計画行為を行わせるという、行政体系上の動員の仕組みといえよう。これには下位組織の自発的な行動を促すという期待も、その実績もあろう。ただ、その本領発揮のためには、計画策定や計画目標実現のために予算や人員を含めた裁量が確保される必要がある。これが伴わない状況ならば義務計画制度は無理な動員となり、「指示はしたが下が動かなかつた」という弁解の余地を残しているともいえてしまう。地方分権という美名の下で体制脆弱な地方自治体に多数の計画策定が課されている現状 (今井, 2018,

2021) には改めるべき面があろう。

このように、計画というツールを誰がどこに用いる (用いさせる) か自体が、計画制度が内包する根本的論点である。各計画学は計画という仕組みの無謬性を信じ、計画の意義を礼賛しがちだ。計画倒れという含蓄ある言葉も存在するが、一般に無計画は悪で計画的・計画性は善だとみなされていよう。しかし計画には弊害もあり、例えば、適切な計画行為には人材と多大な労力・時間を要するのはどの計画学分野でも課題である。そのうえ、下手な計画は創造性や融通性を縛り、むしろ有害ともなりうる。森林計画制度の抜本的な変革の必要性は繰り返し指摘されてきたが (柿澤, 2018 など)、多くの計画学分野でも計画の枠組み自体の問い直しの重要性は指摘されており (當山, 2023)、不要な部分の縮小・廃止を含めた議論は常にあるべきだろう。法制度の変革は大変困難なことだが、例えば、義務計画を実質的に簡略化したうえで意欲あるプロジェクト型計画の奨励に注力した方が、これまで以上に成果が期待できるかもしれない。森林計画学はアカデミアとして理想を論じつつ、悩みながら多大な努力を重ねている実務者のツールとなるべく努力することが求められよう。

情報技術革新等による予測精度向上や計測コスト削減は森林計画学の王道の課題であるが、経済活動における数値目標偏重の計画行為が「ソビエト的システムの本質的欠陥」(ミュラー, 2019) などと評されたりするように、詳細なデータがあれば即、賢く行動できるわけではない。根源的には、計画の適切な仕組み・在り方を含めてオープンな議論が積極的に継続的に行われることが重要なだろう。

### Ⅳ. 結 語

スピーディーな提言と、前提の問い直しという、一見矛盾する双方が重要だという部分があった。整理すると、拙速は悪であるが、拙速な結論を回避するために検証・提言のスピード感が必要だといえよう。

なお、本論で触れた諸点が森林計画学の議論の俎上にあまり載ってこなかった背景には、森林計画学と森林計画実務との乖離があろう。全ての計画は人間社会のためにあるので、計画実務者とアカデミアは密接な交流を持ち、計画学の知見が実社会へ実装されるのが普通である。しかし、森林 GIS フォーラムや森林計画研究会といった産・官が主体と (も) いえる別組織が情報交換等の大きな役割を担われていることも関係していると思うが、現在の森林計画学では他の計画学分野と比較して、産官学の人材交流や、産官のプランナーの努力によって生まれた計画学的知見の普遍化などが

十分でないと感じられる。本会会員が地域等と連携してプランニングに関わる話も耳にするが、それらの事例をもっと共有知にしていけるような工夫があるといいのではないか。産官との連携を意識的に増やしていくことも重要だろう。もちろん、筆者も含めて、産官から必要と認められるような魅力ある学術的内実を充実させる不断の努力も必要である。

### 引用文献

- 今井照 (2018) 「計画」による国-自治体間関係の変化～地方版総合戦略と森林経営管理法体制を事例に。自治総研477, 53-75.
- 今井照 (2021) 国法によって策定要請される自治体計画リスト。自治総研 515, 61-86.
- 伊藤弘 (2019) 共有される目標像のあり方。(古谷勝則・伊藤弘・高山範理・水内佑輔編, 実践 風景計画学—読み取り・目標像・実施管理。) pp41-42, 朝倉書店, 東京.
- 柿澤宏昭 (2018) 日本の森林管理政策の展開—その内実と限界—(これからの森林環境保全を考える I)。238pp, 日本林業調査会, 東京.
- ジェリー.Z. ミュラー(著)・松本裕(訳) (2019) 測りすぎ—なぜパフォーマンス評価は失敗するのか?. 232pp, みすず書房, 東京.
- 森林総合監理士(フォレスター)基本テキスト作成委員会編 (2014) 森林総合監理士(フォレスター)基本テキスト作成委員会. 251pp, 全国林業改良普及協会, 東京.
- 谷口守 (2014) 入門 都市計画 都市の機能とまちづくりの考え方. 160pp, 森北出版, 東京.
- 當山啓介 (2023) 学会および教科書の整理を通じた森林計画学を含む各分野の計画学の確認と計画学的共通点の探索. 森林計画誌56, 39-52.  
(2024年2月29日受付)  
(2024年3月13日受理)  
(2024年5月25日 J-STAGE 早期公開)